

別府市社会教育関係団体の認定に関する要綱

平成 2 5 年 2 月 1 日
別府市教育委員会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会教育関係団体の支援を行い、もって別府市の社会教育の振興を図るため、別府市社会教育関係団体の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第 2 条 別府市社会教育関係団体の認定を受けることができるものは、次の各号に掲げる基準の全てを満たすものとする。

- (1) 公の支配に属しない団体であること。
- (2) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体で、その事業を計画的かつ継続的に行い、その成果が十分に期待できるものであること。
- (3) 営利を目的とした事業、政治活動及び宗教活動を行わない団体であること。
- (4) 団体の組織及び運営に関し次の要件の全てを備えていること。
 - ア 規約又は会則を有すること。
 - イ 団体の意思を表明する代表者並びに団体の意思を形成し、及び執行する機構又はこれに準ずるものが確立していること。
 - ウ 団体活動の本拠としての事務所を市内に有し、かつ、主な活動の場所が市内であること。
 - エ 団体活動のための自己財源及び独自の経理機能を有すること。
 - オ 設立から 1 年（休止期間がある場合は、1 年に当該休止期間を加えた期間）が経過しており、かつ、活動実績が 1 年以上あること。
 - カ おおむね 10 人以上で構成される団体であること。
 - キ 構成員相互の親睦のみを目的とする団体でなく、広く市民を対象として活動する団体であること。

(申請)

第3条 認定を受けようとする団体は、別府市社会教育関係団体認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、基準年（平成26年を初年とし、同年から起算して2年若しくは2の倍数の年を経過したごとの年をいう。以下同じ。）にあっては2月1日から3月31日まで、それ以外の年にあっては3月1日から同月31日までに、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則
 - (2) 会員名簿（会員の氏名、住所及び役職名が記載されているものに限る。以下この号において同じ。）及び下部団体を有する場合にあってはその会員名簿
 - (3) 事業報告書、収支決算書及び会計監査報告書
 - (4) 事業計画書及び収支予算書
- （認定）

第4条 委員会は、前条に規定する申請があった場合は、社会教育委員の会議の意見を聴いた上で、認定の可否を審査し、認定したときは別府市社会教育関係団体認定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するとともに認定書（様式第3号）を交付し、不認定としたときは別府市社会教育関係団体不認定通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

（認定の有効期間）

第5条 認定の有効期間は、申請があった日の属する年の6月1日から直近の基準年の5月31日までとする。

（活動状況の報告）

第6条 認定を受けた団体は、毎事業年度の終了後、別府市社会教育関係団体活動状況報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書、収支決算書及び会計監査報告書
 - (2) 事業計画書及び収支予算書
- （変更等の届出）

第7条 認定を受けた団体は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があった場合（第5号に掲げる事項の変更については、変更後の数が10

人未満となる場合に限る。)は、別府市社会教育関係団体に関する変更届(様式第6号)を委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称又は本拠となる事務所の所在地
- (2) 規約若しくは会則
- (3) 代表者の氏名又は住所
- (4) 担当者の氏名
- (5) 構成員の数

2 認定を受けた団体は、活動を休止し、又は解散する場合は、別府市社会教育関係団体活動休止・解散届(様式第7号)を委員会に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 委員会は、認定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、社会教育委員の会議の意見を聴いた上で、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条に規定する報告を怠ったとき。
- (3) 前条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

2 委員会は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、別府市社会教育関係団体認定取消通知書(様式第8号)により、当該取消しを受けた団体に通知するものとする。

(委員会の行う事業への協力)

第9条 認定を受けた団体は、委員会の行う事業に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、別府市社会教育関係団体の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際既に別府市社会教育関係団体の認定を受けている団体は、この要綱の施行の日にこの要綱の規定による認定を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により認定を受けたものとみなされる団体に係る認定の有効期間は、第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成26年5月31日までとする。
- 4 附則第2項の規定により認定を受けたものとみなされるものに係る認定の取消しの要件については、第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。